

「工事現場の熱中症対策に関する現場管理費補正の試行」 Q & A

Q 1 補正の対象工事は、どの工事が教えて下さい。

A 1 平成 31 年 4 月 1 日以降に契約を行った主たる工事が屋外作業である工事です。
例えば、鋼橋製作・架設工事を一工事として発注した場合は、工場製作期間を除いた期間を補正の対象とします。

Q 2 施工箇所点在型工事は、対象となるのか教えて下さい。

A 2 対象となります。

Q 3 対象工事であれば、自動的に全て補正してもらえるのか教えて下さい。

A 3 補正を希望する場合は、観測地点等の協議を行った工事打合簿（③工事打合簿記載例）と、真夏日率を計算した工事打合簿（④工事打合簿記載例）の両方を提出する必要があります。

Q 4 真夏日率の計算根拠となる観測地点はどこを基準とするのか教えて下さい。

A 4 現場の最寄りの観測地点とします。
気温の場合は気象庁の観測地点（高松、多度津、内海、滝宮、引田、財田、香南）
暑さ指数（WBGT）の場合は、環境省の観測地点（高松、多度津、内海、滝宮、引田、財田）
とします。なお、観測結果は下記のホームページに掲載されています。

気象庁（香川県内の観測地点選択画面）

https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/select/prefecture.php?prec_no=72&block_no=47891&year=&month=&day=&view=

環境省（香川県内の観測地点選択画面）

http://www.wbgt.env.go.jp/record_data.php?region=09&prefecture=72&point=72086

Q 5 余裕期間設定工事の場合、余裕期間中の取扱いを教えてください。

A 5 余裕期間内は、真夏日率の計算の対象としません。